

## 市場第一部・第二部編

ページ	新	旧
13	<p>b. 実地調査（実査） 通常、審査担当者が申請会社の本社、工場、事業所等に赴き、事業内容の実態をより正確に把握したり、会計伝票・帳票等を閲覧し会計手続きの確認などを行います。</p> <p><u>c. eラーニングの受講</u> <u>上場会社の役員には企業経営に関する幅広い事項についての知見が求められます。その中でも、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしい経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的としたeラーニングを、申請会社の役員の方等に上場審査期間中に受講していただきます。</u></p> <p><u>d. 公認会計士ヒアリング</u> 申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。通常、審査の終盤に行いますが、申請会社の業種・業態や個別の事情等に応じて審査の初期段階で行うこともあります。</p>	<p>b. 実地調査（実査） 通常、審査担当者が申請会社の本社、工場、事業所等に赴き、事業内容の実態をより正確に把握したり、会計伝票・帳票等を閲覧し会計手続きの確認などを行います。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>c. 公認会計士ヒアリング</u> 申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。通常、審査の終盤に行いますが、申請会社の業種・業態や個別の事情等に応じて審査の初期段階で行うこともあります。</p>

ページ	新	旧
78	<p>また、申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約）が存在する場合は当該事項の内容、許認可等の有効期間や期限がある場合は当該期限、許認可等の取消し等の事由が法令等に定められている場合は当該事由、企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨を「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の【事業の内容】、【事業等のリスク】等に記載していただくことになります。</p> <p><u>次に、申請会社の企業グループの事業活動の実情に照らして、記載された内容が、分かりやすいものかどうか、誤解を生じさせることがないものかどうかの確認を行います。開示資料は多様な投資者が投資判断のために利用するものとなります。そのため、抽象的な表現を用いたり、専門用語を羅列したりするなど一読しただけでは理解しにくい記載内容や、読み方によっては受け取り方が変わってしまうような記載内容は不適切と言えます。そのような記載がある場合には、審査の中で記載内容を変更していただくことになります。また、そのようなことが起こらないような開示体制の整備を求めます。</u></p> <p>申請会社が「親会社等」を有している場合には、申請会社は取引関係等を通じて親会社等から様々な影響を受けることが考えられるため、親会社等との取引関係等の情報は、投資者にとって有用な投資情報となります。そのため、親会社等との取引関係等について、申請会社に及ぼす影響の重要性に応じて、その内容を「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の【関係会社の状況】、【事業等のリスク】等に分かりやすく記載されているかどうか</p>	<p>また、申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約）が存在する場合は当該事項の内容、許認可等の有効期間や期限がある場合は当該期限、許認可等の取消し等の事由が法令等に定められている場合は当該事由、企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨を「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の【事業の内容】、【事業等のリスク】等に記載していただくことになります。</p> <p><u>次に、申請会社の企業グループの事業活動の実情に照らして記載された内容が分かりやすいものかどうかの確認を行います。開示資料は多様な投資者が投資判断のために利用するものとなるので、読み方によっては受け取り方が変わってしまうような記載内容や抽象的な表現で一読しただけでは理解しにくい記載内容がある場合には、審査の中で分かりやすい記載内容に変更していただくことになります。</u></p> <p>申請会社が「親会社等」を有している場合には、申請会社は取引関係等を通じて親会社等から様々な影響を受けることが考えられるため、親会社等との取引関係等の情報は、投資者にとって有用な投資情報となります。そのため、親会社等との取引関係等について、申請会社に及ぼす影響の重要性に応じて、その内容を「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の【関係会社の状況】、【事業等のリスク】等に分かりやすく記載されているかどうか</p>

ページ	新	旧
	かを確認します。	かを確認します。
108	<p><u>(6) 多額ののれんや借入金が計上されている場合について</u></p> <p><b>Q6</b>： <u>事業及び企業の買収等により、多額ののれんが計上されている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</u></p> <p><b>A6</b>： <u>多額ののれんが計上されているケースについては、上場後その一部もしくは全部を減損した場合、利益が著しく減少したり、のれんの額が純資産を超過している場合は債務超過に陥るなど、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、例えば事業計画の合理性や減損テストの状況などについて確認を行い、総合的に判断することとなります。</u></p> <p><u>なお、これらの内容については、「Iの部」の「事業等のリスク」などに適切に記載していただくことが必要になります。</u></p> <p><b>Q7</b>： <u>LBO (Leveraged Buy-Out) を行った結果多額の借入金が計上されている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</u></p> <p><b>A7</b>： <u>LBO を行った場合に限らず、多額の借入金が計上されているケースについては、上場後返済が滞ったり、財務制限条項に抵触するなどして一括返済を求められた場合、資金繰り状況によっては債務を返済することができなくなるなど、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、例えば以下のような点について確認を行い、総合的に判断することとなります。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

ページ	新	旧
	<p>・借入金に係る担保制限条項や財務制限条項の有無、有る場合はその内容や当該条項への抵触可能性ほどの程度であるか。</p> <p>・借入金の返済は適切に行われているか、また上場後も適切に行われる見込みがあるか（※）</p> <p>（※）例えば、ビジネスモデルや業界動向、キャッシュ・フローの状況等に照らして借入金額、当該借入金額に係る返済額や返済スケジュールはそれぞれ合理的に設定されているか、設定された返済スケジュールに基づいた返済が安定的に行われているか等について、確認を行います。</p> <p>また、貸付者との間で締結される金銭消費貸借契約等において、例えば重要な定款の変更や有価証券の発行について貸付者による事前承認等を必要とするなど、上場会社としての経営の自由度を著しく制約する内容の条項が定められている場合は、当該契約等について変更や解消が必要となります。</p> <p>なお、これらの内容については、「Iの部」の「事業等のリスク」などに適切に記載していただくことが必要になります。</p>	
111	<p><b>Q9</b>： 関連当事者等との間で顧問契約を締結し顧問料の支払いを行っています。このような事例の場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</p>	<p><b>Q7</b>： 関連当事者等（役員親族）との間で顧問契約を締結し顧問料の支払いを行っています。このような事例の場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</p>

ページ	新	旧
	<p><b>A9</b>：関連当事者等との取引については、当該取引が会社の利益を第一に考えた場合において真に正当なものとして合理的に説明することが可能であるのかが重要な観点となります。</p> <p><u>まず、関連当事者等を顧問に招聘する合理性（事業上の必要性）については、期待する役割やその達成状況などを踏まえつつ確認をします。その結果、合理的な説明が十分にできない取引については、解消することが必要となります。</u></p> <p><u>次に、当該顧問料の算定方法・基準や絶対額（※）の確認などを通じて、当該顧問料が、顧問として期待する役割やその達成状況などに照らして妥当な対価であるかを確認することとなります。その結果、合理的な説明が十分にできない取引については、当該顧問料の見直しを行うことが必要となります。</u></p> <p><u>なお、顧問契約の締結及び顧問料の決定は、一部の経営者によって行われるのではなく、社外役員を含めた議論を経て行われることが望ましいと考えられます。</u></p> <p><u>また、上場審査において関連当事者等を顧問に招聘する合理性（事業上の必要性）、対価の妥当性が合理的に説明できる場合であっても、顧問契約の必要性や顧問に求める役割などは、申請会社の状況や顧問契約を締結する関連当事者等の状況などによって変わっていくものと考えられます。そのため、そのような変化に応じた見直しを適宜行っていく仕組みを整備していただくことも必要となります。</u></p> <p><u>（※）ひとつの目安として、法的責任を負う取締役等の役</u></p>	<p><b>A7</b>：関連当事者等との取引については、当該取引が会社の利益を第一に考えた場合において真に正当なものとして合理的に説明することが可能であるのかが重要な観点となります。</p> <p><u>上場審査上は、関連当事者等を顧問に招聘する合理性（事業上の必要性）について、期待する役割やその達成状況などを踏まえつつ確認したうえで、当該顧問料の算定方法・基準などの対価の妥当性についても確認することとなりますので、これらの観点からの合理的な説明が十分にできない取引については、解消することが望まれます。</u></p>

ページ	新	旧
	<p><u>員の報酬額との比較が考えられます。また、取締役等の役員退任後に顧問に就任したようなケースについては、役員就任時の自身の報酬額との比較もひとつの目安となるものと考えられます。</u></p>	
123	<p><u>(3) 開示資料の記載内容について</u></p> <p><b>Q35:</b> <u>新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）等の開示資料の内容について、誤解を生じさせる可能性がある記載とはどのようなケースが該当するのでしょうか。</u></p> <p><b>A35:</b> <u>例えば、以下のようなケースが該当すると考えられます。開示資料の記載内容は、申請会社の実態を適切に表すものであることが必要です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・申請会社が展開する事業や今後展開を予定している事業について、実際は関連性があまりないにも関わらず、投資者の関心が高い分野に関する用語を織り交ぜて説明するなどし、あたかも当該分野に深く関連する事業であるかのように記載されるケース</u></li> <li><u>・開始したばかりの事業であるにも関わらず、既に申請会社の主要事業のひとつであるかのように記載されるケースや、今後展開を予定している事業について、現在既に展開している事業であるかのように記載されるケース</u></li> </ul>	<p><u>(新設)</u></p>
125	<p><u>5 その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

ページ	新	旧
	<p><u>(1) 上場前に株主の変更が生じている場合について</u></p> <p><b>Q37</b>：<u>上場前に株主の変更が生じている場合、上場審査ではどのような確認が行われるのでしょうか。</u></p> <p><b>A37</b>：<u>上場前に株主の変更が生じている場合は、株式移動前後それぞれの株主の属性、株式移動が発生した経緯、株式移動に係るスキーム・価格等の確認を行います。その結果、例えば、不合理な価格で株式移動が行われている懸念がある場合や、大株主の異動が繰り返されているような場合には、当該株式移動を通じて特定の者が不当に利得を得ていないか等の観点からも確認を行い、その状況を踏まえ、上場後の一般株主に何らかの悪影響を及ぼす可能性がないかを確認します。</u></p> <p><u>また、当該株式移動の状況については、「Iの部」等に適切に記載していただくことも必要になります。</u></p>	

以 上